

改善勧告の内容及び改善の状況

	改善勧告の内容	改善状況	
(1)	保育に従事するもの数 および資格（基準第1）	保育従事者の配置について、主たる開所時間については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に定まる数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、主たる開所時間を超える時間帯について、乳幼児が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。なお、特に深夜の時間帯において、設置者1人で複数の乳児を保育している状況を早急に改善すること。	未改善
(2)	非常災害に対する措置 (基準第3)	避難訓練について、消火活動、通報連絡、避難誘導等の実地訓練を毎月1回以上実施すること。	未改善
(3)	保育内容（基準第5）	デイリープログラム等を作成すること。	改善済み
		虐待等不適切な養育が疑われる場合の専門的機関との連携体制をとること。	未改善
		身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。	改善済み
(4)	健康管理・安全確保（基準第7）	児童の健康診断について、継続して保育している乳幼児の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。（直接実施できない場合には、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うこと。）	未改善
		緊急時に備えた付近の病院など関係機関の緊急連絡先一覧を作成すること。	未改善
		職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。	未改善
		調理（調乳）に携わる職員の検便をおおむね月1回実施すること。	改善済み
		乳幼児突然死症候群に対する予防への配慮をすること。（呼吸確認票等を作成すること）	改善済み
(5)	利用者への情報提供 (基準第8)	サービスの利用者に対し、契約内容を書面により交付すること。	改善済み
(6)	備える帳簿（基準第9）	労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等を整備すること。	未改善